

●取引ガイド差替え予定スライド案

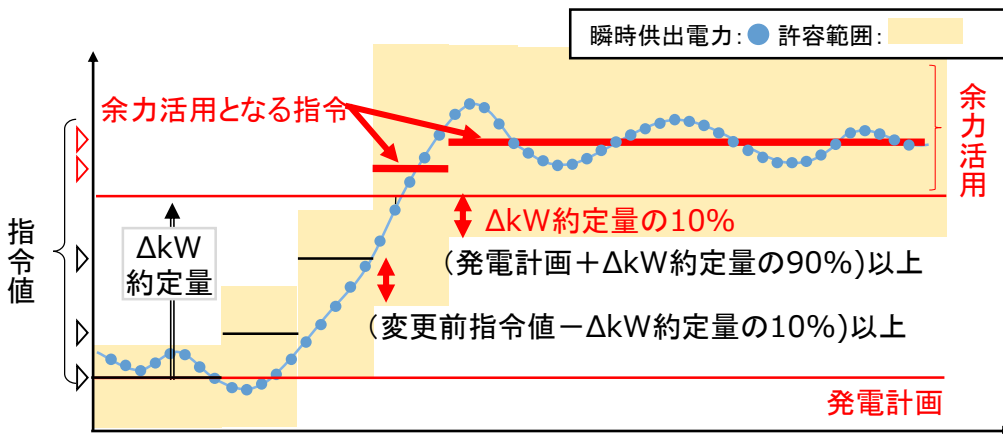
- 取引ガイド（三次調整力①） 1 4 4 スライド
- 取引ガイド（三次調整力②） 1 2 1 スライド

- 以下に該当する30分コマについては、アセスメントⅡの対象外といたします。
  - 約定したリソースが電源Ⅱ契約等を締結し $\Delta kW$ 約定量以上の余力の部分を使用した時間を含む場合
  - $\Delta kW$ の要件を超えて指令を行った時間を含む場合  
(ただし、 $\Delta kW$ の約定量の範囲内で属地TSOの指令に従い実際に調整していることを確認できない場合はこの限りでないものとします。)
  - 専用線オンラインを用いて接続するリソースの場合で、LFCを使用した時間を含む場合

### $\Delta kW$ の要件を超えて指令を出された際に属地TSOの指令に従い実際に調整しているかどうかの確認方法

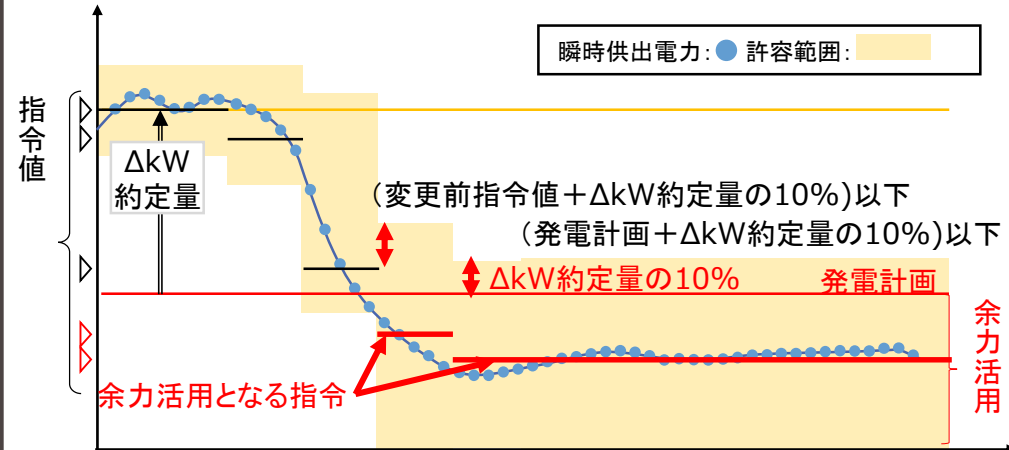
① 発電計画電力または合計基準値電力を基準として  
 $\Delta kW$ 約定量の範囲外に上げ指令を行った場合の許容範囲

(変更前指令値 $-\Delta kW$ 約定量の10%)以上 もしくは  
(発電計画または合計基準値電力 $+\Delta kW$ 約定量の90%)以上



② 発電計画電力または合計基準値電力を基準として、  
 $\Delta kW$ 約定量の範囲外に下げ指令を行った場合の許容範囲

(変更前指令値 $+\Delta kW$ 約定量の10%)以下 もしくは  
(発電計画または合計基準値電力 $+\Delta kW$ 約定量の10%)以下



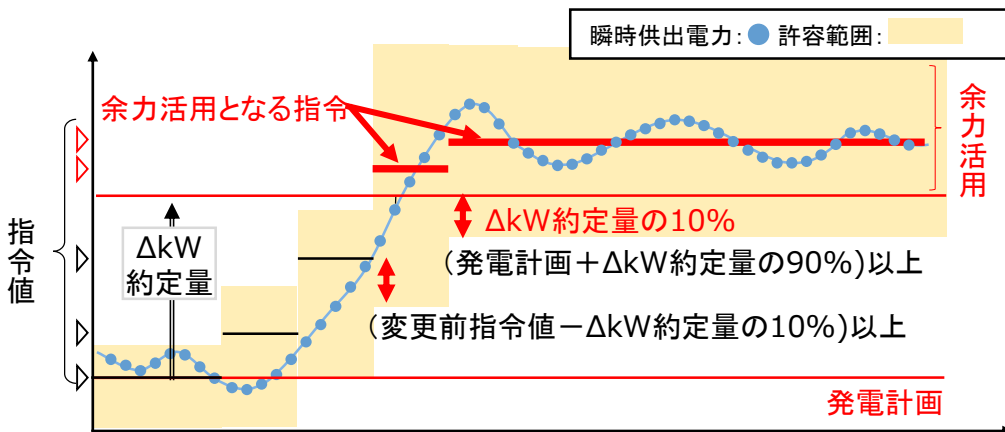
$\Delta kW$ の要件を超えて指令を行った場合、属地TSOの指令に追従していることを上記許容範囲で確認し追従していることを確認できない場合はアセスメントⅡの不適合となります。

- 以下に該当する30分コマについては、アセスメントⅡの対象外といたします。
  - 約定したリソースが電源Ⅱ契約等を締結し $\Delta kW$ 約定量以上の余力の部分を使用した時間を含む場合  
(ただし、 $\Delta kW$ の約定量の範囲内で属地TSOの指令に従い実際に調整していることを確認できない場合はこの限りでないものとします。)
  - $\Delta kW$ の要件を超えて指令を行った時間を含む場合
  - 専用線オンラインを用いて接続するリソースの場合で、LFCを使用した時間を含む場合

$\Delta kW$ 約定量以上の余力の部分を使用した時間を含む場合に属地TSOの指令に従い実際に調整しているかどうかの確認方法

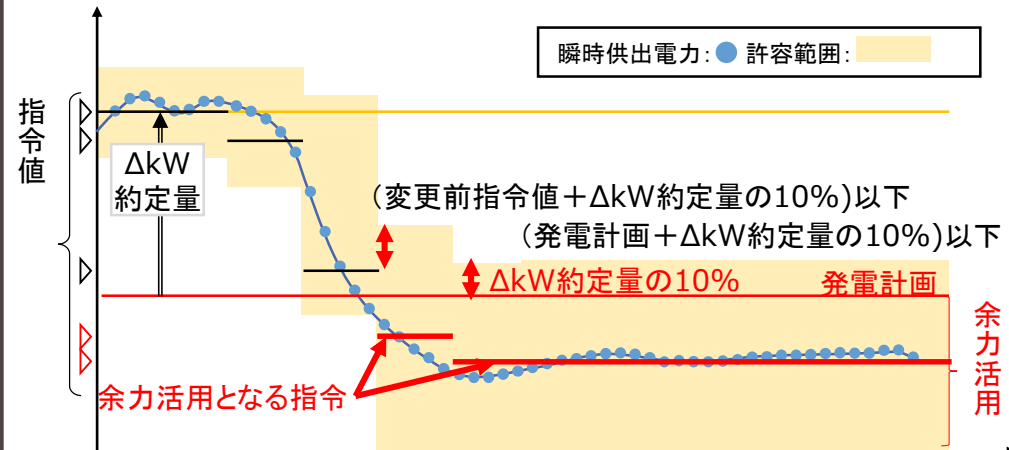
① 発電計画電力または合計基準値電力を基準として  
 $\Delta kW$ 約定量の範囲外に上げ指令を行った場合の許容範囲

(変更前指令値 $-\Delta kW$ 約定量の10%)以上 もしくは  
(発電計画または合計基準値電力 $+\Delta kW$ 約定量の90%)以上



② 発電計画電力または合計基準値電力を基準として、  
 $\Delta kW$ 約定量の範囲外に下げ指令を行った場合の許容範囲

(変更前指令値 $+\Delta kW$ 約定量の10%)以下 もしくは  
(発電計画または合計基準値電力 $+\Delta kW$ 約定量の10%)以下



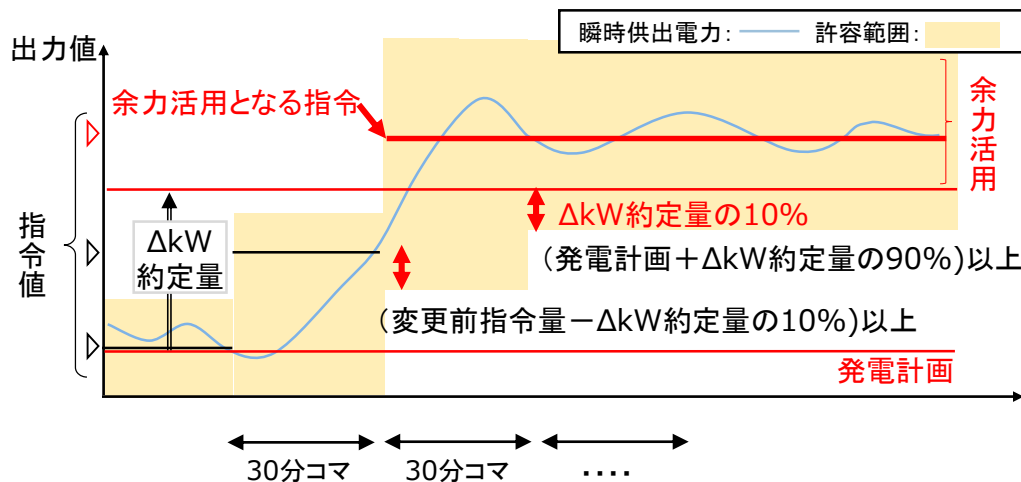
$\Delta kW$ 約定量以上の余力の部分を使用した時間を含む場合、属地TSOの指令に追従していることを上記許容範囲で確認し追従していることを確認できない場合はアセスメントⅡの不適合となります。

- 約定したリソースが電源Ⅱ契約等を締結し $\Delta k W$ 約定量以上の余力の部分を使用した場合、または第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める $\Delta k W$ の要件を超えて指令を行った場合は、アセスメントⅡの対象外といたします。
- ただし、 $\Delta k W$ の約定量の範囲内で属地TSOの指令に従い実際に調整していることを確認できない場合はこの限りでないものとします。

### $\Delta k W$ の要件を超えて指令を出された際に属地TSOの指令に従い実際に調整しているかどうかの確認方法

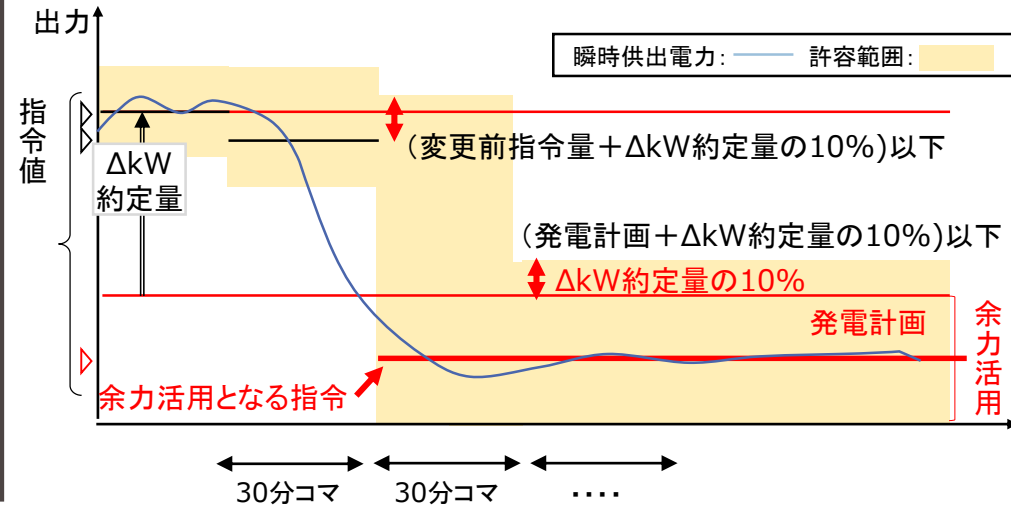
① 発電計画電力または合計基準値電力を基準として  
 $\Delta k W$ 約定量の範囲外に上げ指令を行った場合の許容範囲

(変更前指令量 $-\Delta k W$ 約定量の10%)以上 もしくは  
(発電計画または合計基準値電力 $+\Delta k W$ 約定量の90%)以上



② 発電計画電力または合計基準値電力を基準として、  
 $\Delta k W$ 約定量の範囲外に下げ指令を行った場合の許容範囲

(変更前指令量 $+\Delta k W$ 約定量の10%)以下 もしくは  
(発電計画または合計基準値電力 $+\Delta k W$ 約定量の10%)以下



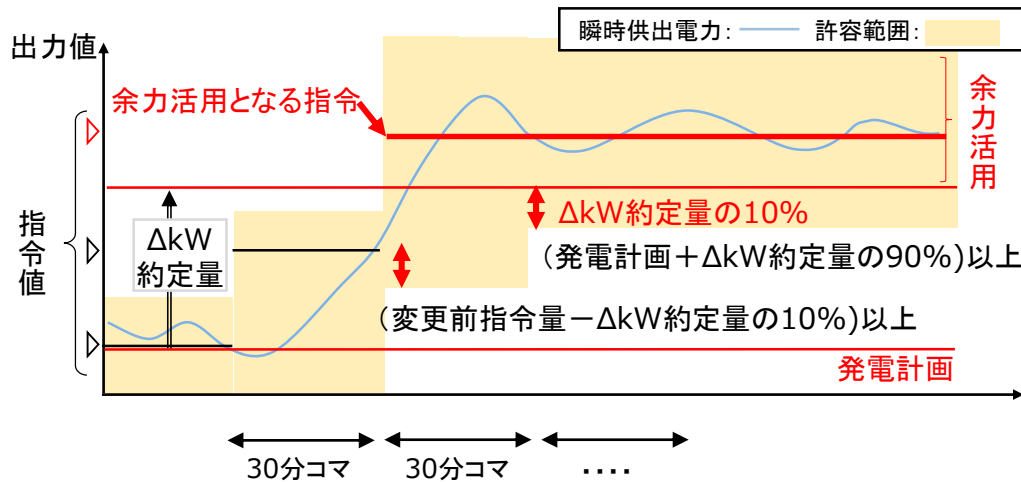
$\Delta k W$ の要件を超えて指令を行った場合、属地TSOの指令に追従していることを上記許容範囲で確認し追従していることを確認できない場合はアセスメントⅡの不適合となります。

- 約定したリソースが電源Ⅱ契約等を締結し $\Delta k W$ 約定量以上の余力の部分を使用した場合、または第26条（取引対象の $\Delta k W$ ）に定める $\Delta k W$ の要件を超えて指令を行った場合は、アセスメントⅡの対象外といたします。
- ただし、 $\Delta k W$ の約定量の範囲内で属地TSOの指令に従い実際に調整していることを確認できない場合はこの限りでないものとします。

### $\Delta k W$ 約定量以上の余力の部分を使用した場合に属地TSOの指令に従い実際に調整しているかどうかの確認方法

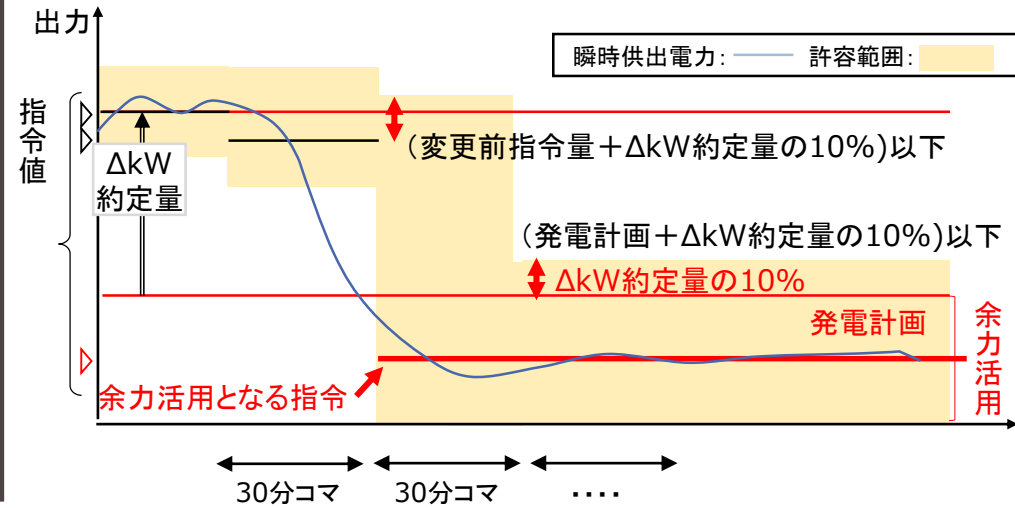
① 発電計画電力または合計基準値電力を基準として  
 $\Delta k W$ 約定量の範囲外に上げ指令を行った場合の許容範囲

(変更前指令量 $-\Delta k W$ 約定量の10%)以上 もしくは  
(発電計画または合計基準値電力 $+\Delta k W$ 約定量の90%)以上



② 発電計画電力または合計基準値電力を基準として、  
 $\Delta k W$ 約定量の範囲外に下げ指令を行った場合の許容範囲

(変更前指令量 $+\Delta k W$ 約定量の10%)以下 もしくは  
(発電計画または合計基準値電力 $+\Delta k W$ 約定量の10%)以下



$\Delta k W$ 約定量以上の余力の部分を使用した場合、属地TSOの指令に追従していることを上記許容範囲で確認し追従していることを確認できない場合はアセスメントⅡの不適合となります。